

(写)

7 農振第 538 号
令和 7 年 5 月 19 日

全国知事会会長	村井 嘉浩	}	殿
全国市長会会長	松井 一實		
全国町村会会長	吉田 隆行		

農林水産大臣 江藤 拓

農用地等の確保等に関する基本指針に係る国と地方の協議について
(回答)

令和 7 年 5 月 12 日、全国知事会、全国市長会及び全国町村会の連名により提出された「農用地等の確保等に関する基本指針(案)」に対する地方の考え方について、別紙のとおり回答する。

(別紙)

「農用地等の確保等に関する基本指針(案)」に対する地方の考え方」に対する農林水産省の回答

地方の考え方	回 答
1. 第2「農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標」について ○ 現行の国の面積目標の目標値と現時点での実績値とを要因ごとに比較検証し、未達成となっている事項については推移の比較にとどまらず、その原因分析を十分に行い、結果を都道府県と共有する必要がある。その上で、今回の国の面積目標の変更に際しては、目標を達成できるよう、既存の施策の制度改善を図るとともに、新たな施策を実施するなど、実効性のある施策を検討、実施すべきである。	毎年度実施している運用実態調査において、令和6年度に農地面積目標の達成状況の検証を行っており、農用地区域への編入や荒廃農地の解消等の施策効果の項目の数値の推移を比較するだけでなく、全都道府県にヒアリングを行いながら課題等を集約し、その結果については都道府県にも共有させていただくこととしている。こうした検証作業は、都道府県に御協力をいただきながら、今後も継続してまいりたい。 優良農地の確保のためには、引き続き、荒廃農地の発生防止・解消に関する施策の実施や農業振興地域制度の適切な運用等、国、都道府県、市町村が一体となった取組が必要である。 国としても、令和7年4月に食料・農業・農村基本計画を見直し、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めていく所存であり、地域の声十分に耳を傾けながら、目標の達成に向けて必要な施策や予算の確保に最大限努めていくので、都道府県、市町村においても農地の確保に向けた最大限の取組をお願いしたい。

地方の考え方	回 答
○ 国の面積目標と各都道府県が積み上げる目標面積との間の相違について、国は地域の実情（国直轄公共事業等による農用地区域内農地面積の減少の反映状況等）を十分に踏まえた要因分析等を行い、引き続き地方の意思を尊重し、協議を行うべきである。	国の面積目標と各都道府県の面積目標の積上げとの間の相違についての要因分析等を行う際には、国直轄公共事業等による農用地区域内農地面積の減少の状況等の地域の実情も踏まえていく。 都道府県の基本方針における面積目標の設定に当たっては、引き続き都道府県の意見を十分に聴きながら、地域の実情も十分に踏まえた上で協議に対応していく考えである。
○ 国・都道府県の目標達成状況を評価する際には、目標値と実績値を単純に比較するのではなく、目標の期間内の施策の進捗状況や目標の期間内に生ずる社会情勢の変化等を十分に加味するべきである。	目標の達成状況については、設定された目標値と実績値を単純に比較することのみをもって評価を行うことは考えていない。 対外的な説明においても、都道府県との間で、地方の実情を十分に踏まえた調整をした上で、国としても説明責任を果たしていく考えである。

地方の考え方	回 答
○ 農用地区域内農地面積の目標(案)について ① 農用地区域への編入促進 ・ 現行の国の面積目標では年平均 0.52 万 ha（現行の目標の施策効果 5.7 万 ha の 11 年間の平均）の編入を図るとされているが、初年度から一貫して目標未達成となっている。 しかし、新たな国の面積目標（案）では現行の目標と同様に ・ 20ha 以上の集团的農地 ・ 10ha 以上 20ha 未満の集团的農地の内、基盤整備が実施されている農地 は全て編入されると見込んでいる。これは、現状におけるすう勢から乖離したものである。 ・ 地方としても、基盤整備実施済の農地はもとより、その他の農振白地地域の農地の編入にも積極的に取り組んでいくが、その目標は、農業生産基盤の保全、整備及び開発の見地から、地域の実情に即し、現実を踏まえたものとするべきである。 ・ それでもなお、国が現状のすう勢を上回る目標を提示するのであれば、農用地区域への編入促進に係る新たな施策により、農用地区域であることによる有利性を更に高めるとともに、地方における施策の進捗状況・見込みを踏まえた上で算定するべきである。	農用地区域に編入されると見込んでいる農地は、都道府県が農業振興地域として指定している区域内にあり、かつ、本来市町村が設定する農用地区域の基準にも合致しているが、調整過程において個別の事情により農用地区域に編入できなかった農地であると認識している。 昨年、食料・農業・農村基本法を改正し、食料安全保障の確保を基本理念に掲げ、これを踏まえて本年 4 月に改定された食料・農業・農村基本計画には、食料生産の基盤である農地の総量確保の取組を推進する旨が明記されたところである。 食料安全保障を確保する上では、農用地区域内の農地に留まらず、農用地区域に設定されていない周辺農地も含めて、農業振興地域内の農地の維持・有効利用を図ることが重要であると考えており、各都道府県の市町村におかれては、農用地区域に設定されていない周辺農地について、基盤整備事業等の必要な施策を活用いただきながら積極的に農用地区域への編入を進めていただくようお願いする。 国としても地域の声に十分に耳を傾けながら、農用地区域内農地の更なる農業上の利用の促進に向け、必要な施策や予算の確保に最大限努めていくので、都道府県、市町村においても農地の確保に向けた最大限の取組をお願いしたい。 なお、都道府県の面積目標の設定に当たっては、基本的には、国が示す設定基準（案）を踏まえて算定していただきたいと考えるが、都道府県において地域の実情を踏まえて独自の算定を行う際には、十分な説明をお願いしたい。

地方の考え方	回 答
② 荒廃農地の解消 農用地区域内における荒廃農地面積（Ａ分類）の解消面積が減少している中、ストック面積の増加率を乗じる算定方法では、過大な施策効果を見込むこととなることから、現基本指針の面積目標の算定で用いられている方法と同様に、直近の農用地区域内における荒廃農地面積（Ａ分類）から、転用等によるＡ分類の減少面積を減じて算定すべきである。	従来の算定方法は、荒廃農地（Ａ分類）のストックのみに着目し、その全ての解消を図るという考え方であったが、 ・実際には基準年のストックだけではなく、その後に発生した荒廃農地も含めて解消が行われており、実態にそぐわないこと ・地方からも基準年の荒廃農地（Ａ分類）の全ての解消を図るという考え方が現実的ではないとの御意見が寄せられていたこと を踏まえ、新たな算定方法については、目標年までの間に新たに発生する荒廃農地の解消も含めた解消面積の実績を踏まえた算定方法に見直しを行うこととしたものである。 その際、近年の荒廃農地の増加を踏まえ、単に過去の解消面積を引き伸ばすだけでなく、令和元年と令和５年の荒廃農地のストック面積を比較して、その増加率により補正した面積も施策効果に織り込んだところである。 国としても地域の声に十分に耳を傾けながら、目標の達成に向けて必要な施策や予算の確保に最大限努めていくので、都道府県、市町村においても農地の確保に向けた最大限の取組をお願いしたい。 なお、都道府県の面積目標の設定に当たっては、御意見を踏まえ、都道府県において施策効果が過大になると判断する場合には、ストック面積の増加率について、国のストック面積の増加率の１．０３を使用して算定することを可能とする。

地方の考え方	回 答
③ その他増減 国から提供のあった「確保すべき農用地等の面積の検証について」において、直近４年間の農用地区域内農地の増減を要因別に見ると、「その他増減」が増加で約１．４万ha（全増加要因の約２９％）、減少で約－２．０万ha（全減少要因の約２４％）となっており、増減要因の中で大きな割合を占めている。この「その他増減」の主な要因は求積手法の精度向上等によるものであり、今後も農用地区域内農地面積の管理や面積精度の向上により面積の増減が発生する可能性がある。したがって、「その他増減」はすう勢、施策効果によるものではないが、より実態に即した目標を設定するため、国の面積目標の算定においても考慮することが適切である。	「その他」の増減は、最新の土地登記簿等の正確な農地情報との整合を図るなど、求積手法の精度向上等によって生じるものであり、これまでのすう勢に施策効果を加味する考え方を適用することは困難なことから、国の面積目標（案）において考慮していない。 また、「その他」の増減面積の合計は、令和２年：０．００万ha、令和３年：▲０．２４万ha、令和４年：▲０．２９万ha、令和５年：▲０．０４万haと、その発生は平成２７年から令和元年の平均：▲０．６２万haと比べても減少傾向にある。 なお、「その他」の増減については、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、その発生を早期に軽減することができると考えられることから、農用地等の確保等に関する基本指針（案）の「第５ その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項」において、その取組の推進を位置付けている。 また、都道府県面積目標の設定後、国土調査やデジタル地図等の活用により、面積目標と現況面積に差が生じていることが明らかになった場合には、当該要因による農地面積の変動を都道府県面積目標の数値に加減した上で達成状況を判断するほか、都道府県が必要と判断するときは、当該要因による農地面積の変動分について期中の面積目標の改定を可能とする考えである。

地方の考え方	回 答
2. 第3「都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の設定の基準に関する事項」について ○ 農業生産の基盤である農地については、食料・農業・農村基本法において、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図ることとされており、全国的な立場から国の面積目標を定める必要性は十分に認識しているが、目標期間が長期に渡ること等を踏まえ「その他各都道府県において独自に考慮すべき事由」を柔軟に判断するなど、地域の実情に即した設定を認めるとともに、設定基準に基づき設定される「都道府県が定める農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標」については、各都道府県が算定した数値を引き続き十分に尊重すべきである。	「都道府県が定める農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標」の設定に当たっては、地域の実情に即した算定が可能となるよう、地方自治体からの意見を踏まえて、その考えを明確化したところである。 国としては、都道府県の独自の事由の設定について、都道府県の意見を尊重しつつ、個別案件ごとに丁寧に対応していく考えである。 都道府県におかれても、国に対して、算定根拠等を十分に説明いただくようお願いしたい。

地方の考え方	回 答
○ 「その他各都道府県において独自に考慮すべき事由」について ・ 「定期見直し等により、農用地区域の設定要件を満たさない農地」の除外については、基礎調査で設定要件を満たさないことが明らかとなった農地に限らず、国の面積目標値の設定の考え方と同様に、「すう勢」による算定も認めるべきである。	国の面積目標は、マクロ的な視点から、将来における国全体の農地の姿を明らかにするものであるのに対し、都道府県の面積目標は、国の面積目標も踏まえつつ、各都道府県内の実態に即して、より実地的に設定するものであるという違いがある。 このため、都道府県の面積目標の設定に当たっては、各都道府県に独自の事由の考慮を認めるなど、国と都道府県の面積目標の設定方法は完全に一致するものではないことは御理解いただきたい。 御指摘の農用地区域の設定要件を満たさない農地の除外面積について、都道府県別の実績値を確認すると、地域の事情で相当の期間を空けて基礎調査が実施されたこと等により、特定の年に、例年から突出した除外面積が生じているケースが見られる。こうした除外面積をすう勢として捉えて目標年まで引き伸ばす算定方法では、実態を大きく上回る過剰な除外面積となるおそれがある。 このため、都道府県の面積目標の算定に当たっては、基礎調査の実施により、農用地区域の設定要件を満たさないことが明らかとなった面積について計上するという設定基準としているところ。 なお、目標設定時点で、基礎調査の結果が反映されていない区域については、当該時点で実施中の基礎調査があり、農用地区域の設定要件を満たさない農地の面積の見込みが具体的に算定可能な場合には相談に応じるので、都道府県におかれても、算定根拠等を十分に説明いただくようお願いしたい。

地方の考え方	回 答
・ 地域未来投資促進法等に基づき整備される施設のうち、市町村が関与する開発予定による除外については、構想段階であっても、一定程度の計画の確実性が担保されていると判断される場合には、算定の対象とするなど、柔軟な運用をすべきである。	都道府県面積目標の設定に当たっては、これまでいただいた地方からの御意見を踏まえ、「独自に考慮すべき事由」のうち、都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による除外については、国等と土地利用調整が開始されたものについても計上できることとしたところである。 今後の都道府県との協議に当たって、国としても個別案件ごとに丁寧に対応していく所存なので、都道府県におかれても、国に対して、当該開発計画実施の確実性を十分に説明いただくようお願いしたい。 また、都道府県面積目標は10年後（令和17年）の目標として設定するものであるが、5年ごとに見直しを行うこととしていることから、次回の見直しのタイミングで、開発計画の熟度が高まったものについて都道府県面積目標に反映させることが可能である。
○ 食料の安定供給や国土の保全等の多面的機能の維持等の基礎となる農地面積の把握については、地域ごとの実情により正確に反映されていない可能性があることを国と地方が認識を共有する必要がある。	区域内の農地面積の正確な把握について、課題があることは承知している。 このため、課題があることを認識しつつ施策を展開するとともに、定期見直し等により農地の面積や利用状況をできる限り正確に把握することが必要と考える。 なお、農地の面積や利用状況を正確に把握するため、デジタル化の積極的な推進等を図ることとしている。

地方の考え方	回 答
3. その他 ○ 今回の農地法制の見直しに伴う農用地区域からの除外抑制の措置の運用に当たっては、地域において進めている土地利用計画等を過度に阻害し、現場に混乱が生じることのないよう十分な対応を求める。	都道府県面積目標の設定に当たっては、これまでいただいた地方からの御意見を踏まえ、「独自に考慮すべき事由」のうち、都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による除外については、国等と土地利用調整が開始されたものについても計上できることとしたところである。 また、都道府県面積目標は10年後（令和17年）の目標として設定するものであるが、5年ごとに見直しを行うこととしていることから、次回の見直しのタイミングで、開発計画の熟度が高まったものについて都道府県面積目標に反映させることが可能である。 さらに、市街化区域への編入等により農業振興地域の区域が変更された場合にあっては、除外目的変更や地域整備施設の設置に伴う個別の農用地区域からの除外とは異なり、都道府県において今後相当長期（おおむね10年以上）にわたり総合的に農業振興を図るべき地域としている区域そのものが、地域における農業の将来ビジョンについて十分に協議した上で変更されるものであることに鑑み、当該変更により減少した農地面積を、都道府県面積目標から控除した上で、達成状況を判断することを可能とする考えである。 この場合において、都道府県が必要と判断するときは、期中の面積目標の改定も可能とすることとする。 なお、国としては、引き続き、今後の都道府県の目標設定や、その後の運用に当たっても、地域の実情によく耳を傾けながら、現場に混乱が生じないよう十分に配慮していく所存である。

地方の考え方	回 答
○ 今般の書面協議の成果が十分でないと判断した場合や、今後の制度運用において、農林水産大臣と都道府県知事、市長及び町村長の代表者との対面の協議の場の開催が必要と判断した場合、地方は対面形式での協議の場の開催を求める。	引き続き、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場については、対面、書面の形式にかかわらず対応させていただく所存である。